

○ 主文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

○ 事実

(申立て)

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人が控訴人の昭和六〇年一月三〇日から昭和六一年八月三十一日までの清算中の事業年度に係る法人税について平成元年五月三十一日付けでした無申告加算税の賦課決定を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、主文同旨の判決を求めた。

(主張)

当事者双方の主張は、次のとおり付加、訂正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第二 事案の概要」と同一であるから、これを引用する。

1 原判決二枚目裏二行目の「六三条一項」を削り、同三行目の「以下同じ。）」の次に「六三条一項」を加え、同三枚目表七行目の「申告書を提出した」を「申告をした」と改め、同行の「申告は、」の次に「当該」を加え、同裏五行目の「六六条一項」を削り、同六行目の「以下同じ。）」の次に「六六条一項」を、同四枚目裏六行目の「一般部分」の次に「に係る債権」を加え、同八行目の「最判」を「最高裁」と改め、同行の「二一日」の次に「判決・」を加え、同一〇行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「また、右予納法人税の一般部分に係る債権は、劣後的破産債権にも当たらないといふべきである。破産法四六条四号が、劣後的破産債権として規定している罰金、科料は、本来本人に対する懲罰を目的とする性格を有するから、他の破産債権より劣後的に取り扱うこととされているものであり、予納法人税の一般部分とはその性格を全く異にし、租税法律主義の原則からも、租税法の規定を類推ないし拡張解釈することは許されない。破産管財人は、予納法人税の一般部分に係る債権を劣後的破産債権としても弁済することはできず、したがって、その納付義務を負うものではない。」

2 原判決五枚目表末行の次に行を改めて、次のとおり加える。

「仮に、予納法人税の一般部分に係る債権が劣後的破産債権に当たるとしても、破産管財人は配当手続によらなければ弁済できないのに、現実に納付義務の履行ができるか否かにかかわらず、無申告に対する制裁としての加算税を課する本件賦課決定は、租税の実質主義の条理にも反し違法である。」

3 原判決七枚目表六行目の「できなかった」の次に「のである」を加え、同七行目の「ことは」を「ことによつて」と、同八枚目表一行目の「処分」を「決定」と、同九行目の「なかった」を「ないこととする」と改め、同九枚目表五行目の「申告」の次に「、」を加え、同八行目の「最判」を「最高裁判所」と改め、同行の「二一日」の次に「判決」を加え、同裏五行目の「存しない」から同七行目までを「存せず、破産法人は破産財団の主体であるほかは何らの権利義務の主体とはなり得ないのであるから、予納法人税の一般部分に係る債権も破産財団に帰属し、破産法四六条四号に準ずる劣後的破産債権に当たるものと解される。」と改め、同一〇枚目表六行目の「制度」の次に「の」を、同裏二行目の「一般部分」の次に「に係る債権」を加え、同一一枚目表二行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「控訴人は、A管財人が本件予納法人税の申告をしたとしても、破産法上、その納付はできなかったのであるから、本件予納法人税の申告をしなかったことによつて客観的に国庫に対して何らの損害を与えていない旨主張するが、本件の場合、清算終了後まで申告納税制度に基づく本件予納法人税額の確定ができず、また、本件予納法人税のうち少なくとも清算確定法人税相当額については本来納付されるべき金員であったことからすれば、国庫に損害が生じているといふべきである。」

4 原判決一枚目裏末行の次に行を改めて、次のとおり加える。

「三 証拠関係

原審記録中の証拠関係目録記載のとおりであるから、これを引用する。」

○ 理由

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求は理由がなく、棄却すべきものと判断する。その争点に対する判断は、次のとおり付加、訂正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第三 争点に対する判断」の説示と同一であるから、これを引用する。

1 原判決一二枚目表四行目、同五行目の各「課され」を「課せられ」と改め、同七行目の「継続し」の次の「た場合」を削り、同八行目の「課すことをしないも

